

### 就農支援講座 受講者を募集します

北群馬渋川担い手支援協議会は、新規就農者や就農希望者を対象に「農業を営むために知っていてほしい基本的なこと」を学ぶ講座を開催します。

とき 10月～11月の毎週火曜日午後2時～4時(全7回・詳しくは市ホームページへ)

ところ JA北群馬渋川営農センターなど

対象 ▽これから就農したいと考えている人  
▽就農してから概ね3年以内の生産者  
※家庭菜園が目的の人は対象外

定員 20人程度(先着順)

申込方法 市ホームページ(下の2次元コード)



ド)にある申込フォーム

申込期間 8月24日(月)～9月18日(金)

その他

詳細は、申し込み後に案内通知を送付します

問合せ先 県中部農業事務所(☎23-1321)

または■農林課(☎22-593)

ホームページID 11531



▲市ホームページはこちら

### 農業用水路などの 維持管理に協力を

「農業用水路」や「ため池」が、受益者(管理者・利用者など)によって、適切に維持管理され、れていない事例が見受けられます。次の具体



例のとおり、適切な維持管理にご協力をお願いします。

#### 【作業内容の例】

▽河川などの取水口の開閉、大雨時閉鎖

▽水路周辺の草刈り

▽支障となる木の伐採・せん定

▽水路内の土砂・草などの撤去

▽水路のふた上の堆積物除去

▽ため池の水位調整、清掃

▽ため池周辺の草刈り

なお、U字溝などが破損した場合は、市で現地調査後に修繕方法を検討します。

問合せ先 ■土地改良課(☎22-2213)

ホームページID 3952

### 農用地区域変更申出 (農振除外)を受け付けます

農用地区域内の農地を、宅地など他の目的に利用する場合は、農用地区域からの除外手続きが必要です。本市の農地は、大部分が農用地区域に指定されています。農用地区域では、優良農地を確保し、農業の健全な発展を図るため、農用地の転用が制限されています。しかし、社会情勢の変化などにより、緊急かつ、やむを得ないものに限り、農用地区域からの除外申し出を受け付けます。申出書の受付後に、市職員が現地確認を行います。※受け付けを円滑にするため、申出内容を受付期間前に農林課に相談してください※審査の結果、除外が認められないこともあります

申出方法 申出書(市ホームページまたは農林課にあります)に必要書類を添えて、農林課へ(申し出は、本人または内容の分かる人が窓口に来てください)

受付期間 9月1日(火)～18日(金)午前8時30分～午後4時15分(閉庁日を除く)

問合せ先 ■農林課(☎22-593)

ホームページID 10348

